

第11期
上尾市分別収集計画

<令和7年8月策定>

目 次

- 1 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 計画の基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 4 計画の対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)・・・・ P1
- 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)・・・・・・・・ P2
- 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)・・・・・・・・ P3
- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)・・・・ P4
- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法・・・・ P5
- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)・・・・ P6
- 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)・・・・ P7
- 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・・・・ P7

1 計画策定の意義

本市では、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画において、市民、事業所、行政がそれぞれの責任と義務を果たすことにより、資源、エネルギーが無駄なく活用された、環境への負荷の少ない資源循環型社会の実現を基本理念としており、特に、市外で最終処分を行っていることや平成10年1月から稼働している西貝塚環境センターの炉の延命化等を図ることからも、さらなる減量化が必要になっている。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という)第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集するにあたり、市民、事業者、市の役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにすると共に、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物処理施設の延命化と資源循環型社会の形成が図られるものとする。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの発生・排出を抑制する仕組みづくり
- ② 環境負荷の少ない適正な資源循環型のごみ処理システムの構築
- ③ 市民・事業者・市の協働による循環型社会の推進

3 計画期間

本計画は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改訂する。

4 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位:t/年)

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	16,624	16,562	16,501	16,442	16,378

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては市民・事業者・市がそれぞれの立場から取り組むべき役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 教育・啓発活動の充実

- ① 市内小学生に副読本等を配布し、ごみの処理及び資源化に関する教育を実施する。
- ② 市民・事業者にごみ処理の状況についての情報を提供し、ごみ問題の認識を深める(広報、ホームページ、パンフレット等の活用)。
- ③ 環境フェスティバル、ごみ処理施設見学会、出前講座等のあらゆる機会を通じて、ごみの減量やリサイクルの重要性について啓発する。

(2) 販売店等への容器包装の発生・排出抑制の推進の依頼

- ① 過剰包装を自粛し、包装の簡易化を促進する。
- ② 消費者に買い物袋(マイバッグ)の持参を勧め、レジ袋の利用を抑制する。

(3) 市民・事業所のごみの発生・排出抑制の依頼

- ① ごみの分別排出を促進する。
- ② 過剰包装を断り、ごみでない商品を選び、不要なものの購入を控える。
- ③ 再生品、リターナブル容器の利用促進。
- ④ マイボトル・マイカップを利用し、紙コップなどの使い捨ての容器を削減する。
- ⑤ 買い物袋(マイバッグ)を利用する。

(4) 特定事業者等に対し、ごみの減量化のほか、リサイクルしやすい容器包装の使用を要請する。

(5) 地域住民を中心とした地域リサイクル運動を支援し、地域による資源物の回収を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況、再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に関わる分別の区分
主としてスチール製の容器	缶
主としてアルミニウム製の容器	
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ガラス
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料または醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位:t/年)

		令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
主としてスチール製の容器	独自処理量	585	583	581	579	576
主としてアルミニウム製の容器	独自処理量	298	297	296	295	294
無色のガラス製容器	合計	571	569	567	565	563
	引渡量	0	0	0	0	0
	独自処理量	571	569	567	565	563
茶色のガラス製容器	合計	617	615	613	611	608
	引渡量	0	0	0	0	0
	独自処理量	617	615	613	611	608
その他のガラス製容器	合計	293	292	291	290	289
	引渡量	0	0	0	0	0
	独自処理量	293	292	291	290	289
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	独自処理量	35	35	35	35	35
主として段ボール製の容器	独自処理量	1,969	1,962	1,955	1,948	1,940
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計	636	634	631	629	627
	引渡量	636	634	631	629	627
	独自処理量	0	0	0	0	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ① 令和6年度ごみ総排出量及び地域リサイクル回収実績から各項目の廃棄物比率を乗じた発生量に対して、各項目の回収実績を除いた回収率を算出。

(廃棄物比率は、市町村分別収集計画作成手引きの数値を参照の上、本市の実情を勘案し算出。)

項目	廃棄物比率 (%)	排出量 A(t)	R6 回収実績 B(t)	回収率 B/A(%)
スチール缶	1.70	992	588	59.27%
アルミ缶	0.90	525	300	57.14%
無色ガラス	4.40	2,568	574	22.35%
茶色ガラス	2.60	1,517	620	40.84%
その他のガラス	1.50	875	295	33.68%
紙パック	0.30	175	36	20.57%
段ボール	3.80	2,218	1,978	89.18%
その他紙容器	3.60	2,101	-	-
ペットボトル	1.10	642	639	99.53%
その他プラ製容器	8.20	4,786	-	-
白色トレイ	0.50	291	-	-
総量	28.60	16,690	-	-
令和6年度ごみ総排出量及び 地域リサイクル回収実績		58,369		

- ② 令和6年度ごみ総排出量及び地域リサイクル回収実績から、各種別の排出量を算出

項目	廃棄物 比率 (%)	令和8 年度 (t)	令和9 年度 (t)	令和10 年度 (t)	令和11 年度 (t)	令和12 年度 (t)
ごみ総排出量		58,140	57,930	57,715	57,504	57,288
スチール缶	1.70	988	984	981	977	973
アルミ缶	0.90	523	521	519	517	515
無色ガラス	4.40	2,558	2,548	2,539	2,530	2,520
茶色ガラス	2.60	1,511	1,506	1,500	1,495	1,489
その他のガラス	1.50	872	868	865	862	859
紙パック	0.30	174	173	173	172	171
段ボール	3.80	2,209	2,201	2,193	2,185	2,176
その他紙容器	3.60	2,093	2,085	2,077	2,070	2,062
ペットボトル	1.10	639	637	634	632	630
その他プラ製容器	8.20	4,767	4,750	4,732	4,715	4,697
白色トレイ	0.50	290	289	288	287	286
容器包装廃棄物総量	28.60	16,624	16,562	16,501	16,442	16,378

③ ②で算出した各種別の排出量に①で算出した回収率を乗じる。

項目	回収率 (%)	令和8 年度(t)	令和9 年度(t)	令和10 年度(t)	令和11 年度(t)	令和12 年度(t)
スチール缶	59.27	585	583	581	579	576
アルミ缶	57.14	298	297	296	295	294
無色ガラス	22.35	571	569	567	565	563
茶色ガラス	40.84	617	615	613	611	608
その他のガラス	33.68	293	292	291	290	289
紙パック	20.57	35	35	35	35	35
段ボール	89.18	1,969	1,962	1,955	1,948	1,940
その他紙容器	-	-	-	-	-	-
ペットボトル	99.53	636	634	631	629	627
その他プラ製容器	-	-	-	-	-	-
白色トレイ	-	-	-	-	-	-

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

本市では、平成12年度から完全施行された容器包装リサイクル法に関連する品目の容器包装廃棄物のうち、缶、びん、紙パック、段ボール、ペットボトルについては分別収集を実施しており、これを継続する。

今後、その他の紙、その他のプラスチックについては、現行の分別収集体制を維持する。

分別収集の実施主体

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		収集に係わる 分別区分	収集・運搬段階	選別・保管段階	備 考
缶	スチール	缶	市もしくは委託業者 による定期収集	市	集団回収も、 平行して実施
	アルミ			委託業者	
びん	無色ガラス	ガラス			
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	牛乳パック	委託業者による 拠点回収	市	
	段ボール	段ボール	市もしくは委託業者 による定期収集	委託業者	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市もしくは委託業者 による定期収集	委託業者	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

当面は、缶(スチール・アルミ)及びペットボトルについては、現行のストックヤードで選別、圧縮、保管等を行い、びん(無色、茶色、その他)については、民間保管施設で選別しリサイクルルートにより再商品化を行い、紙パックは委託業者による拠点回収を行う。段ボールは民間施設で保管を行いリサイクルルートにより、再商品化を行う。

なお、その他の紙、その他のプラスチックについては市の施設で対応する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係わる分別区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール	缶	透明袋または半透明袋	2t又は4tのパッカー車	市のストックヤード(選別・圧縮・保管)
	アルミ				
びん	無色ガラス	ガラス	透明袋または半透明袋	2t又は4tのパッカー車	民間施設(選別・圧縮・保管)
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	牛乳パック	専用回収ボックス	軽収集車	市の保管施設
	段ボール	段ボール	ひもで縛る		古紙問屋へ直接搬入
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	透明袋または半透明袋	2t又は4tのパッカー車	市のストックヤード(選別・圧縮・保管)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業所の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくとともに、市民や事業所等で構成された上尾市廃棄物減量等推進審議会においても意見を求め、容器包装廃棄物の分別収集を推進する。
- ・ 地域団体による集団回収を促進するため、集団回収が実施されていない自治会、マンションの団体等へ集団回収の協力を要請するとともに、リサイクル事業報奨金を交付し、ごみ減量化及び地域リサイクル活動の促進を図る。
- ・ 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。